

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1226

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(臨時又は非常勤の職員の退職手当)		(非常勤の職員の退職手当)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
別表 (略)		別表 (略)	
イ・ロ (略)		イ・ロ (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
第1号 区分	(1) (略) (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの	第1号 区分	(1) (略) (2) <u>令和2年4月1日以後の職員の給与に関する規則（以下「令和2年4月以後の給与規則」という。）別表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項第1号アに掲げる職務の職であつた者</u> (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第2号 区分	(1)・(2) (略) (3) <u>平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の10の10級の項に掲げる職務の職であつた者</u>	第2号 区分	(1)・(2) (略) (3) <u>ア 平成30年4月1日以後令和2年3月31日以前において適用されていた職員の給与に関する規則（以下「平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則」という。）別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の10の10級の項に掲げる職務の職であつた者</u> <u>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の10の10級の項に掲げる職務の職であ</u>

	(4)～(6) (略)
第3号 区分	(1)・(2) (略)
	<p>(3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成30年4月以後の給与規則別</p>

	つた者 (4)～(6) (略)
第3号 区分	(1)・(2) (略)
	<p>(3) <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項第1号イに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(4)ア 平成30年4月以後<u>令和2年3月以前</u>の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(5)ア 平成30年4月以後<u>令和2年3月以前</u>の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(6)ア 平成30年4月以後<u>令和2年3</u></p>

	<p>表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の9の9級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(6)・(7) (略)</p>		<p><u>月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の9の9級の項に掲げる職務の職であつた者</u></p> <p><u>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の9の9級の項に掲げる職務の職であつた者</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>
<p>第4号 区分</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p>	<p>第4号 区分</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項第1号イに掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(8)ア 平成30年4月以後<u>令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第4号アに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第4</u></p>

	<p>(8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の8の8級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(10)～(12) (略)</p>		<p>号イに掲げる者を除く。)</p> <p>(9)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第5号アに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項第5号イに掲げる者を除く。)</p> <p>(10)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の8の8級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の8の8級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(11)～(13) (略)</p>
第5号区分	(1)～(6) (略)	第5号区分	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項第1号イに掲げる職務の職</p>

(7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。）

(8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。）

であつた者（第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。）

⑧ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第8号アに掲げる者を除く。）

イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの又は同表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第8号イに掲げる者を除く。）

(9)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第9号アに掲げる者を除く。）

イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項第9号イに掲げる者を除

	<p>(9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の7の7級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(10)～(12) (略)</p>		<p>く.)</p> <p>(10)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の7の7級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の7の7級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(11)～(13) (略)</p>
<p>第6号区分</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者</p>	<p>第6号区分</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(8)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(9)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号</p>

	<p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の3の特2級の項及び2の2級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(10) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の6の6級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(11)～(14) (略)</p>		<p>に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(10)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の3の特2級の項及び2の2級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の3の特2級の項及び2の2級の項に掲げる職務の職であつた者のうち人事委員会の定めるもの</u></p> <p>(11)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の6の6級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>イ <u>令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の6の6級の項に掲げる職務の職であつた者</u></p> <p>(12)～(15) (略)</p>
第7号区分	(1)～(6) (略)	第7号区分	(1)～(6) (略) (7) 令和2年4月以後の給与規則別

(7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

(8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

表第2級別職務区分表キ大学教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者

⑧ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第8号ア及び第6号区分の項第8号アに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第8号イ及び第6号区分の項第8号イに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

(9)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号アに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職

	<p>(9) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(10) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の5の5級の項及び4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(11)～(13) (略)</p>		<p>であつた者（第6号区分の項第9号イに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(10)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第10号アに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第10号イに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(11)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の5の5級の項及び4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の5の5級の項及び4の4級の項第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(12)～(14) (略)</p>
第8号区分	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ、ウ</p>	第8号区分	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2</p>

(エ)、第2号及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第8号及び第7号区分の項第8号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は同表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号並びに第7号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

(7) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号及び第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。）

級の項第1号ア、イ、ウ(エ)、第2号及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号ア及び第7号区分の項第9号アに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は同表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第8号ア及び第6号区分の項第8号ア並びに第7号区分の項第8号アに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ、ウ(エ)、第2号及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第9号イ及び第7号区分の項第9号イに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は同表の2の2級の項第1号ウに掲げる職務の職であつた者（第5号区分の項第8号イ及び第6号区分の項第8号イ並びに第7号区分の項第8号イに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの

(7) ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者（第6号区分の項第10号ア及び第7号

	<p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号、3の3級の項及び第2項2級第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(9)～(11) (略)</p>		<p>区分の項第10号アに掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ケ中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項第10号イ及び第7号区分の項第10号イに掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8)ア 平成30年4月以後令和2年3月以前の給与規則別表第2級別職務区分表ケ公安職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号、3の3級の項及び2の2級の項第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>イ 令和2年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表コ公安職給料表級別職務区分表の4の4級の項第2号、3の3級の項及び2の2級の項第1号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(9)～(11) (略)</p>
<p>第9号 区分</p>	<p>(略)</p>	<p>第9号 区分</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。